



る。) 11月2日に開催された組合の臨時大会において執行委員長に選出されたA1が執行委員長である組織を指す。同年12月24日以降については、組合を「A1組合」ということもある。)が、再審査被申立人Y会社(以下「会社」という。)が以下の①から⑥までの不当労働行為を行ったと主張して、27年4月7日、大阪府労働委員会(以下「大阪府労委」という。)に対して不当労働行為救済申立てを行った事案である。

- ① 会社が、26年10月28日、組合の組合員に対して「身元保障書並びに誓約書 就業規則確認書 制服貸与保証金誓約書」(以下「就業規則等確認書」という。)あるいは正規乗務員にあつては「雇用契約書兼雇用通知書」又は嘱託乗務員にあつては「定時制雇用契約書兼雇用通知書」(以下、両者を併せて「雇用契約書」という。)を示して、各書面への署名・捺印を求めたこと
- ② 26年12月に会社が新賃金制度を導入したこと
- ③ 会社が、組合の組合員であったC1をしてC1を執行委員長とする労働組合を結成させた(以下、C1を執行委員長として結成された労働組合を「C1組合」という。)こと
- ④ 会社が、組合の書記長であったC2をして、組合大会の開催をせん称せしめ(以下、C2が組合の臨時大会で執行委員長に選出されたとする26年12月24日以降のC2を執行委員長とする組織を「C2組合」ということがある。)、C2を組合の執行委員長であると取り扱ったこと
- ⑤ 組合が27年2月16日に申し入れた団交に、A1は組合の正当な代表者でないとして応じなかったこと
- ⑥ 会社が、A1組合の組合員(A1を除く。)の27年2月及び同年3月支給の賃金から組合費等をチェック・オフし、C2組合に渡

したこと

(2) 初審における請求する救済内容は、要旨、次のとおりである。

- ① 組合との団交を経ることなく、新賃金制度等を定める新就業規則等への同意を直接組合員に働き掛けるなど、組合に対する支配介入の禁止
- ② 新賃金制度導入の撤回
- ③ C1組合を労働組合として取り扱うことの禁止
- ④ C2を組合の正当な代表者として取り扱うことの禁止及びC2組合を労働組合として取り扱うことの禁止並びにA1組合が組合であることの承認
- ⑤ 27年2月16日の団交申入れに対する誠実応諾
- ⑥ A1組合の組合員からチェック・オフした27年2月及び同年3月分の組合費等の組合員への返還及び今後チェック・オフした組合費等をC2組合に渡すことの禁止
- ⑦ 文書掲示及び文書手交

## 2 初審命令の要旨

大阪府労委は、29年3月14日付けで、上記(1)の①、⑤及び⑥が不当労働行為であると認め、①A1組合の組合員に対する27年2月及び同年3月分賃金からの組合費等のチェック・オフをなかったものとして取り扱い、チェック・オフした金員相当額を当該組合員に返還すること、②雇用契約書等への署名・捺印を求めたこと、27年2月16日の団交申入れに応じなかったこと及び上記チェック・オフしたことが不当労働行為であると認める旨の文書手交を命じ、その余の救済申立てを棄却する命令（以下「初審命令」という。）を発し、同命令は、29年3月16日、当事者双方に交付された。

## 3 再審査申立ての要旨

これに対し、組合は、初審命令を不服として、①初審命令中、棄却部分を取り消し、救済申立てを認容すること及び②組合費等のチェック・オフに関して、27年4月分についても不当労働行為と認め、同月分の返還と手交文書に同月分を加えることを求め、29年3月31日、当委員会に再審査申立てを行った。

なお、その後組合は、31年2月19日付けで、上記②を取り下げた。

#### 4 本件の争点

- (1) A1は組合の正当な代表者であるか。A1によって行われた再審査申立ては適法か。(争点1)
- (2) C1組合の結成は会社が企図したものか。これが肯定される場合、会社の当該行為は組合に対する支配介入に該当するか。(争点2)
- (3) 会社が26年12月にC1組合との合意を理由に新賃金制度を導入・実施したことが、組合に対する支配介入に該当するか。(争点3)
- (4) C2組合の結成は会社が企図したものか。これが肯定される場合、会社の当該行為は組合に対する支配介入に該当するか。(争点4)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 争点1(本件再審査申立ての適法性)について

#### (1) 会社の主張

再審査申立人である組合の代表者は、以下のとおり、現時点では不明であるから、本件再審査申立ては正当な代表者によって行われたものといえず、不適法である。

ア 会社は、組合が大阪府労委に救済申立てを行った時点では、会社内には、C1組合とC2を委員長とする「X組合」の二つの労働組合が存在しているものと認識していた。しかし、その後、共に「X組合」を名乗るA1組合及びC2組合と、C1組合の三つの労働組合が存在

していると認識するに至り、本件の救済申立人である「X組合」の代表者がA1であるのかC2であるのかについては、会社は関知しないとの整理を行っていた。このため初審段階においては、会社は、A1組合が救済申立てを行った「X組合」と同一であることが証明されていないにもかかわらず、組合の主張するところはA1組合が救済申立人であることを前提とするものであったことから、組合の主張は前提を欠くもので却下されるべきであると主張していた。

イ 大阪地方裁判所28年12月13日判決の確定（後記第3の6(5)）により、会社は、A1を委員長とする労働組合が「X組合」であると認識を改めた。

ウ C2は、上記判決の後、当時会社の取締役であり、労働組合との団交その他労使関係の一切を担当していたB1取締役に対して、C2は組合の組合員であり、組合員としてA1と対決したいと述べていた。そして、上記判決を前提とすれば、C2を代表とする「X組合」は存在せず、C2らは再審査申立ての時点ではなお組合の組合員であるということになる。

エ また、上記判決確定後、C2らが再審査申立人組合の代表者はA1ではないとして争い、大阪地方裁判所は31年1月18日、C2らの訴えを却下する判決（後記第3の6(17)）をしたものの、その理由中において、C2らを排斥して、A1を再審査申立人組合の代表者として選任する大会決議の無効に直結する判断をしている。

オ そうすると、現時点では、再審査申立人である組合の代表者は初審命令当時と同様にA1であるのか不分明であり、A1を中心とするグループ（以下「A1グループ」という。）が再審査申立人組合そのものであるかのような前提の命令は差し控えるべきであり、本件再審査申立ては却下されるべきである。

(2) 組合の主張

組合の正当な代表者は、以下のとおりA1であり、A1により申し立てられた本件再審査は適法である。

ア C2らは、会社の関与の下に別組合を作ったにすぎず、仮にC2らが『X組合』員であったとしても、大阪地方裁判所28年12月13日判決（確定）において、C2によって招集されて26年12月24日に開催された「臨時大会」は、「『X組合』において開催された臨時大会であるとは認められず、同大会でなされた原告代表者（注：C2を指す。）を『X組合』の委員長に選任するとの議決は『X組合』の大会決議としては無効である」、「臨時大会における決議が有効であることを前提として開催された原告（注：C2組合を指す。）の定期大会における決議についても同様」に無効であると判断していることから、C2組合が行ったとするA1委員長の解任決議は無効であり、本件救済申立ての時点（27年4月7日）における組合の代表者はA1である。

イ 本件救済申立て後である29年3月5日にC2によって招集された臨時大会も、大阪地方裁判所31年1月18日判決が「原告（注：『X組合』を指す。）において開催された臨時大会であるとは認められず、同大会でされたC2を原告の委員長に選任するとの決議は無効である」と判断しており、そこで行われたA1らの除名決議も無効である。

ウ 組合は、28年2月11日、29年2月11日及び30年2月11日に大会を行って、A1を執行委員長に選任している。初審命令は29年3月16日に交付され、組合は同年4月7日に再審査申立てを行っているが、その時点における組合の代表者はA1である。

2 争点2（C1組合の結成に会社に関与したか否か等）について

(1) 組合の主張

B 1 取締役を始めとする会社の職員（タクシー乗務員以外の者を会社では職員と呼んでいる。）らは、C 1 らに組合から脱退するよう働き掛けを行って、26年12月15日にC 1 組合の代表と称する者に64名分の組合からの脱退届を届けさせ、さらに、同月17日には6名の脱退届を届けさせ、C 1 らにC 1 組合を結成させたのである。このように、会社は、タクシー乗務員の賃金を大幅に減少させる新賃金制度に反対する組合を潰すために、組合の組合員を大量脱退させ、C 1 組合を結成させたのであり、会社の上記行為は支配介入に当たる。

(2) 会社の主張

C 1 組合は、会社の会社再建策に賛成である組合の組合員らが、頑なに反対を叫ぶ組合の方針に失望して組合を脱退して結成されたものであり、会社は何らの関与も行っていない。

3 争点3（新賃金制度導入・実施に係る支配介入の成否）について

(1) 組合の主張

会社は、26年8月にB 2の全株式をC 3が取得してC 4グループ（C 5及びその関連会社で構成されるグループのことをいう。）となった。その後、会社は、同年10月に、多くの乗務員にとっては賃金減額となる賃金制度（以下、この賃金制度を「新賃金制度」という。）の導入について従業員に対する説明会を開催し、同月28日には乗務員に対して、新賃金制度導入後の就業規則等に対する承諾を求め、同年12月16日、組合との団交が途中であるにもかかわらず、新賃金制度を実施した。

会社は、新賃金制度を内容とする就業規則について、C 1 組合の合意を得ているとするが、C 1 組合は、会社の工作により組合を脱退した者によって会社支援の下で結成されたもので、およそ労働組合と認められるようなものでない。組合は、新賃金制度に反対を表明して会社と団交

を行っていたのであるから、会社による新賃金制度の実施は、組合との団交を無視し、また、組合を無視するものにほかならず、組合に対する支配介入に当たる。

また、会社は、C1組合と26年12月14日に団交を行い、新就業規則について合意した旨をいうが、C1を始めとする同組合の組合員が組合を脱退したのは同月15日以降であるから、C1組合との団交は存在しない。

## (2) 会社の主張

新賃金制度は、C3が、利益を確保できず行き詰まっていたB2を買収し、経営再建のために導入しようとしたものであり、組合のA1らのグループを除く大多数の従業員が承認していることから明らかなとおり、会社の従業員の多数の意思と利益にかなうものである。このように、新賃金制度の導入には合理的理由があり、支配介入などとのそしりを受けなければならない理由はない。

新賃金制度は、現在では会社の従業員全てに適用されている。仮に、新賃金制度への反対を表明して救済申立てを行っているA1らのグループとの関係で新賃金制度が無効であるとしても、他の従業員との関係では有効であることに変わりはない。

## 4 争点4（C2組合の結成に会社が関与したか等）について

### (1) 組合の主張

会社は、C1組合を結成させた後もなお40名近くの組合員が組合に残り、新賃金制度への反対を表明していたことから、当時組合の書記長であったC2に働き掛け、C2を始めとする会社の影響下にある者で組合執行部を占めさせて反対を封じるため、組合の臨時大会を26年12月24日に開催させようとした。この臨時大会の開催について、B1取締役や営業主任であるB3主任は、C2が組合のC6財政部長に同人に

よる組合資金の使い込み問題を明らかにする旨申し向けて臨時大会への参加を強要するのに立ち会い、また、B 4 営業係長（以下「B 4 係長」という。）及びB 3 主任は、上記臨時大会の開催要求署名を集めていた。

なお、この両名は、組合の規約では組合員資格はないが、C 2 組合が27年2月に開催した定期大会においては大会役員を務め、その一方で、C 2 組合との団交においては、C 2 組合からの指名により会社側の交渉要員を務めており、このことからC 2 組合が会社の支配下にあることがうかがえる。

C 2 組合は、会社が組合を実質的に潰すことを企図して結成させたもので、支配介入に当たることは明らかである。

## (2) 会社の主張

C 2 らの行動は、会社再建策に対する組合の方針・活動がC 2 らの見解と異なったことによるものであり、組合内部の問題にすぎず、会社がC 2 らの行動に関与した事実はなく、不当労働行為を問われる理由はない。また、組合が求める救済方法も、違法な命令を発することを求めるものである。

## 第3 当委員会の認定した事実

### 1 当事者等

- (1) 組合は、会社のタクシー乗務員によって組織される労働組合であり、昭和34年に結成され、肩書地に事務所を置いている。本件救済申立て当時は、A 1 が執行委員長を務めていたが、後記の経緯により、本件再審査申立ての当時にあつては、組合の名称である「X組合」を名乗る組織が会社内においてA 1 組合とC 2 組合の二つがあり、双方が組合であるとして争っている。A 1 組合の本件再審査結審時における組織人員は7名であり、他方、C 2 組合の29年3月5日当時の組織人員は16名

であった。組合は会社とユニオン・ショップ協定（以下「ユ・シ協定」という。）を締結している。

- (2) 会社は、一般乗用旅客自動車運送事業等を営み、肩書地に本社を置き、本件初審審問終結当時の従業員は約130名である。会社は、26年8月5日、C5の関連会社であるC3がB2の株式を全て取得し、名称変更したものである。
- (3) 本件再審査申立て当時、会社には、「X組合」を名乗るA1組合及びC2組合が存在するほか、26年12月15日頃以降に組合を脱退した者によって結成されたC1組合が存在する。A1組合とC2組合は、それぞれ自らが組合であると主張している。

## 2 組合規約等の定め

- (1) 組合規約には以下の定めがある。

### 「第5条（組合員）」

この組合は次に掲げるものを以て組織する。

1. B2従業員を以て組織する。

ただし、従業員は本採用と同時に組合員たる資格を取得する。

2. 職員以上および臨時雇用者を除く。

3. （略）

（中略）

### 第8条

大会はこの組合の最高議決機関であって組合員の三分の二以上の出席を以て成立条件とする。ただし、規約の改正については全組合の二分の一以上の支持を必要とする。

大会に於ける委任は出席と認めるが議決権はない。

### 第9条

各機関の開催に附議する事項は次の通りである。

1. 定期大会は毎年1回2月に開催する。

ただし、委員長が5日前に之の開催を予告しなければならない。

2. 臨時大会は組合員の三分の一以上の要求があったときか、または執行委員会が必要と認めたとき開催する。

3. (以下、本条略)

#### 第10条

大会運営および役員選挙については大会運営規則に定める。

(中略)

#### 第16条

役員 の 罷 免 は 組 合 員 の 二 分 の 一 以 上 の 署 名 者 の 要 求 が あ っ た と き に 臨 時 大 会 を 開 き、 直 接 無 記 名 投 票 に よ る 出 席 者 の 二 分 の 一 以 上 の 決 定 に よ り 行 う。

(中略)

#### 第18条

組 合 よ り 組 合 員 が 脱 退 せ ん と す る と き は 脱 退 届 に そ の 理 由 を 附 し 組 織 部 長 又 は 執 行 役 員 に 提 出 し 執 行 委 員 会 へ 報 告 す る ( 事 後 報 告 も 認 め る )

(中略)

#### 第21条

組 合 員 に は 次 の 義 務 が あ る。

1. この規約により定められた機関の会議に出席し、又投票に参加すること。

2. 宣言、綱領、規約及び大会、執行委員会の決定を守り実行すること。

3. 組合費及び規則、規定で定められた負担金並びに機関で決定された臨時負担金の納入。

(中略)

## 第26条 (制裁)

組合員が次の各項の一に該当した時は執行委員会の議を経て制裁を受ける。

1. 組合の規約及び決議に違反したとき

(中略)

4. 理由なく組合費を二ヶ月以上滞納したとき

## 第27条

制裁の種類

1. 公開の議場における陳謝
2. 職場に於て文書による謝罪公示
3. 資格喪失・権利停止・除名 (除名は大会に図り大会出席者の三分の二以上の決議による)

(以下略)

- (2) 大会運営規則には以下の規定がある。

「第2条 大会に必要な準備は執行委員会を以て行う。(以下略)

第3条 大会を招集するときは執行委員長は遅くとも5日前迄に日時、場所、主要議案、その他必要事項を組合員に告知しなければならない。

(中略)

## 第13条 (柱書き略)

1. 緊急動議及び議事変更の動議が提出された場合、賛同者が十名以上の連署がある場合は議長はこれを大会に図らなければならない。

(以下略)

- (3) 選挙規定には以下の規定がある。

「第4条 三役及び財務部長の選出は有効得票数の過半数を得なければ  
ならない。

(以下略) 」

### 3 会社による新賃金制度提案とA1執行部誕生に至る経緯等

- (1) 26年1月、組合の臨時大会において、執行委員長としてC7（以下「C7前委員長」という。）が選出された。同大会でA1は執行委員長に立候補したが、当選しなかった。
- (2) 26年8月5日、B2がC3に買収されて同社の子会社となり、名称が変更された。
- (3) 26年10月21日及び同月22日、会社は、新賃金制度について説明会を実施した。新賃金制度は、上記(2)に伴う経営施策であったところ、特に運賃収入の少ない乗務員にとっては減収となるものであった。なお、この説明会において、B1取締役は、新賃金制度は同年12月16日から実施する旨を説明した。
- (4) 26年10月28日、会社は、会社のタクシー乗務員に対し、新しい制服のための採寸を行った。それに併せて、会社は、新賃金制度を内容とする新たな就業規則への同意等を内容とする就業規則等確認書と、雇用契約書を交付し、これら書面への署名捺印を求めた。なお、会社の上記行為について、組合は27年4月7日、本件救済申立てを行い、本件初審労委において不当労働行為の成立が認められて救済命令が発せられ、会社は、同命令が命じた文書を組合に手交した。
- (5) 26年11月2日、組合は、会社による新賃金制度導入を巡って臨時大会を開催した。同大会は、新賃金制度の受入れをやむを得ないとする旨の執行部提案を巡って紛糾し、新賃金制度の導入に否定的な意見が多数を占めた。このため、C7前委員長並びに副委員長及び書記長（以下、執行委員長、副委員長及び書記長を「三役」という。）が辞任すること

を表明し、大会で辞任が承認されて、三役の選挙が行われた。同選挙において、A 1 が執行委員長に選出され、副委員長にはA 2 が、書記長にはC 2 がそれぞれ選出された。なお、三役以外の執行委員である厚生部長と財務部長（C 6）は辞任せず、そのまま執行部内に留まった。

- (6) 26年11月18日、組合は会社に対し、新賃金制度の撤回を要求する旨の要求書を提出し、会社と団交を行った。同団交において、会社は、「新賃金制度はグループの方針であり、説明会で示した賃率は変更しない」と述べたのに対し、組合は、新賃率は組合員の生活を守る観点から認められない、同年12月16日の実施は見送りとするべきであると主張した。会社は、「速やかに移行することが必要である。スタート協力を希望するなら12月末までに支払うよう協力する」などと述べた。この団交の会社側出席者は、会社のB 5 代表取締役、B 1 取締役、B 6 安全担当部長、B 4 係長であった。なお、社員の役職は、一般社員の次に主任、係長、課長代理、課長、次長、部長と続いている。
- (7) 26年11月25日、新賃金制度を巡る団交が行われ、会社は、「新賃率は大阪地区における統一賃率であるから、変更は行わない。予定どおり同年12月16日から実施する。経営資料の開示は経営権の問題であり、開示要求には応じられない」などと述べた。これに対し、組合は、「新賃率を実施すると組合員の生活に大きな影響が出て、退職者が出るので、再考すべきである。統一賃率というが、大阪市内であるという地域性を考慮すべきである」などと述べ、新賃金制度への反対を表明した。
- (8) 26年12月7日、組合は臨時大会を開催した。同大会には委任状提出者31名を含む組合員94名が出席し、新賃金制度で乗務員の「賃率」を変更するとの会社の提案について議論が行われ、「新賃率同意」決議が賛成1票、反対62票で否決された。A 1 は、大会の決議を受け、新賃率に断固反対の立場で会社と交渉する旨を表明するとともに、前記(4)

の雇用契約書に署名・押印してしまった組合員の雇用契約書を会社から組合に返却させたと報告し、「組合員は雇用契約書に署名・押印を求められた場合には組合を通じるよう会社に言ってほしい」などと述べた。

- (9) 26年12月10日、組合は会社と団交を行い、前記(8)の大会決議を示して、新賃金制度には同意できないとして、同月16日からの実施を撤回するよう強く要求した。これに対し、会社は、「前記(3)の説明会は、C7執行部との数十回にわたる協議の中でスタート協力金を支給する方向でよいとする旨の合意に基づいて行ったものである。新賃金制度については、スタート協力金が支給されるなら受け入れても良いとの従業員の声もあるので、予定どおり実施する」旨回答し、組合の要求に応じなかった。この団交には、会社側からB4係長が出席していた。

#### 4 C1らの組合脱退及びC1組合の結成等

- (1) 26年12月13日、C1はB1取締役に対し、C1組合を結成した旨申し出て、団交開催を要求した。
- (2) 26年12月14日、C1組合は会社との間で、新賃金制度導入等を内容とする就業規則改定を議題とする団交を行った。同団交では、会社がスタート協力金を同組合の組合員に支払い、C1組合は新賃金制度を含む就業規則の改定を了承する旨の合意をした。
- (3) 26年12月15日、C1及びC1組合の組合員であるC8は組合に対し、組合の組合員64名が連署した脱退届を提出した。同月17日、追加で組合の組合員6名の脱退届を組合に提出した。これによりC1組合は会社内における過半数組合となった。
- (4) 組合は、26年12月15日、会社に対し、「数名の組合員から、会社事務職員が金額の提示と共に組合脱退を促しているとの報告があったが、これが事実であれば明らかに不当労働行為であるから、上記行為を直ちに中止すること及び謝罪を求める」旨の申入書を提出した。しかし、

会社は、事務職員はC 1組合の組合員であるから問題はないとして同申入書を受け取らなかった。同日、組合は、報告書を組合掲示板に掲示する方法で、上記抗議を会社に行ったこと、64名の脱退届の提出は会社関与の支配介入であること、会社とはユ・シ協定を締結しているため脱退届は受理しなかった旨を報告した。

- (5) 26年12月16日、会社は新賃金制度を実施した。会社は、27年1月7日、新賃金制度等を内容とする改定後の就業規則について、C 1組合の就業規則の改定に同意する旨の意見書を付して、会社を所管するC 9労働基準監督署長宛に届出を行った。
- (6) 組合は、26年12月16日開催の執行委員会で、上記(3)の脱退届について脱退を認めることを決定し、その旨の掲示を行った。

#### 5 C 2らと組合執行部との対立関係等

- (1) 組合執行委員会は、26年12月17日、臨時大会を27年1月早々に開催することを決定した。執行委員会においては、今後の対応について、組合脱退者の動向を注視し、組合員をミスリードしないための資料作成が必要である、慌てて大会を開催することは会社の思うつぼになる旨の発言が出た。C 2は、「大量脱退者が出たので前記大会決議は意味がなくなった。臨時大会をもっと早期に開催してスタート協力金について組合員で協議しなければならない。A 1委員長は反対と言うだけで何の方針もない。このままでは組合員が脱退してしまう。」などと述べた。しかし、C 2の主張は採用されず、27年1月早々に臨時大会を開催することが決定された。

A 1は、26年12月20日午前10時30分頃、会社外部の施設である「C 1 1」に対し、27年1月11日午前の会場使用を予約した。

- (2) C 2は、26年12月19日、14名の署名がある臨時大会開催要求書を組合に持参したが、組合の組合員であるA 3が、執行委員会で大会

を開催することを決定していることなどを話したところ、同要求書を持ち帰った。なお、C 2は、上記署名用紙に署名していなかった。

同月20日、C 2は、同人を含む組合の組合員15名の署名による臨時大会開催要求書（前日の署名用紙にC 2が署名を書き加えたもの）を執行部に提出し、口頭で、「C 1組合が発足した状況において組合を存続させるか否かの問題を解決したい、組合員の3分の1から請求がある」と述べ、臨時大会を年内に開催するよう求めた。なお、同要求書には開催の時期の指定はされていなかった。これに対し、A 1は、27年1月11日に臨時大会を開催することを決定している旨回答し、同臨時大会への協力を求めてC 2の要求に応じなかった。上記署名は、C 2が会社の職員であるB 4係長、B 3主任及びB 7に協力を要請して、集めたものであった。なお、「X組合規約」では、「職員以上および臨時雇用者」は、組合員資格を有さないことと定められていた（第5条第2号）。

(3) C 2は、26年12月22日、組合執行部名で、①役員解任及び選任、②組合の解散を議題とする臨時大会を同月24日に開催する旨の大会開催通知を掲示した。しかし、C 2は、この臨時大会の開催通知掲示について、組合の執行部に相談することなく行ったものであり、執行部は上記臨時大会の開催を承認していなかった。C 2は、同通知前文で、「会社と団交を重ねたが進展がなく、そのような中でC 1組合が結成された状況にある。組合存続か否か、組合機関及び役員への信任・不信任、今後の組合のあり方等の問題を早急に解決したい」旨記載していた。同月22日、組合は、C 2が掲示した上記文書を撤去した。

(4) 組合は、26年12月22日、「報告」と題する文書を掲示する方法により、C 2が単独で組合執行部を名乗り開催通知を掲示したこと、この掲示文書については、組合員に対する裏切り行為であるので、すぐに撤去したこと、会社の職員が一緒になって大会要求署名を集めているが、

このような署名は偽造文書であること、C2の行為は大会をでっちあげようとするものであること、同月24日には組合員は参加しないように強く求めることを報告した。

組合は、同月23日、執行部名の書面を掲示する方法により、執行委員会においてC2の執行委員としての資格喪失を決定した旨、C2の処遇については、27年1月11日に開催する臨時大会で決定する旨、C2が26年12月24日に開催しようとしている大会は無効である旨を告知した。

- (5) 26年12月24日、C2が告知した臨時大会が会社の大会議室で開催された。

同大会には、当時の組合員総数42名中、委任状提出者11名を含む組合員28名が出席し、①新賃金制度導入及び就業規則改定への合意、②スタート協力金への合意、③執行委員長であるA1の解任及び除名並びに副委員長であるA2の解任、④C2の執行委員長への選任及び副委員長兼財務部長にC6を選任するほか、新執行委員を選任し、⑤組合の存続及び組合の資金につき、活動資金として一部残す以外は組合員に分配することなどを決定した。大会議長に就任したC2は、同大会冒頭で、「A1ら執行部に年内の大会開催を求めたが、A1及びA2は聞き入れず、また、組合員の3分の1の署名による臨時大会開催要求も、会社が関与しているので拒否するとのことであった。27年1月に大会開催を予定しているが、年内に解決すべきである。A1は、自分の考えを押しつけており、意見の異なるものは組合を去ればよいとしている」旨述べた。

上記大会にはA1やA2など当時の組合の執行部を構成していた者は出席していない。

- (6) C2は、上記大会終了後、B1取締役に対し、新賃金制度を受け入れ

ることとしたので、C1組合の組合員と同額のスタート協力金を支給するよう求めた。会社は、同大会に出席していた28名にスタート協力金を支給した。

- (7) 26年12月24日、上記大会終了後、A1は、C6及び組合の会計監査であったC10と面談し、聞き取りを行った。

C6は、自らの組合費の使い込みについて、刑事告発があり得るとB1取締役やB3主任立会いの下でC2から脅されて上記大会に出席した旨を述べた。

C10は、「C6が使い込んだ組合費については同日に返還される予定であったところ、C6を刑事告訴する、組合費を返還してもC6の刑事責任は残る、刑事告訴があれば会計監査も刑事責任を問われる旨を述べる電話を受け、さらにその電話で開催中の大会に出席するように求められ、脅されたため大会に出席した」旨を述べた。

C10は、その際に、「今日から執行部が変わるので、会計監査を行い組合事務所に来た」などと述べた。これに対し、A1は、C2が開催した大会は組合潰しの意図の下に行われたものであるとして拒否し、引き取るよう述べた。

- (8) A1組合は、26年12月24日、C2により招集された前記(5)臨時大会開催後、X組合執行部名で「報告」と題する書面により、上記臨時大会は無効であり、組合事務所の明渡しを要求することは言語道断である、会社がスタート協力金を支払ったことは組合破壊の行動である、度重なる不当労働行為に抗議する旨述べ、今後とも強い意志をもって立ち向かっていくことを呼びかけた。

- (9) 26年12月25日、C2組合と会社は団交を行った。団交では、現在会社には二つの労働組合が存在するが、スタート協力金は両組合の組合員とも対象となっている、会社は、両組合について同等の取扱いをす

る、会社による組合潰しとの不安の声が一部にあるようだが、会社は組合の存続を何の異議もなく認めているので、不安に思う必要はないとの話がされ、スタート協力金の支給期限は同月27日であり、上記臨時大会への出欠の有無を問わず対象となるので、受け取りを希望する者は会社に申し出ることなどが合意された。

C2組合は、同月26日、上記団交の内容を記載した「報告」及び「追記」と題する文書を掲示した。

(10) 26年12月ないし27年1月中旬頃までの間に、C2組合は会社に対し、「組合の預金通帳をA1らが保持しており、チェック・オフされた組合費は組合の預金通帳に入金されることとなるので、組合費のチェック・オフを中止してほしい」旨を申し出た。会社は、この申出を受けて同年1月支給給与についてX組合の組合費のチェック・オフを中止した。A1組合は、同年1月分の組合費について、組合の組合員から個別に徴収した。

(11) A1組合は、26年12月29日に臨時大会の開催予告を行い、27年1月11日に開催したが、出席組合員13名、委任状出席3名で、定足数を満たさず成立しなかった。A1とA2は、上記出席者と共に組合員集會に切り替えて開催し、会社の組合に対する介入やC2らによる組合破壊と闘う旨及び同年2月に定期大会を開催することなどを確認した。

(12) A1は、27年1月13日、組合の定期大会開催のため同年2月8日又は同月11日に会社の会議室を使用したいとする「会議室使用申し入れ書（3階会議室）」を会社に提出しようとしたが、会社は受領を拒否し、会議室の使用を認めなかった。

B1取締役は、同月15日、A3に対し、26年12月24日の臨時大会でC2が執行委員長に選出されたので、C2と団交を行う旨を告げ

た。これに対し、A 3は、C 2は執行部の決議を守らず、組合規約に反して臨時大会を開催したのであるから、組合の大会とは認められない旨を述べ、A 1を執行委員長とする執行部と団交すべきである旨申し入れた。

- (13) C 2組合は、27年1月24日、「組合事務所の明渡し申し入れ」と題する書面により会社に対し、26年12月24日の臨時大会でA 1ら執行部の不信任・解任が決定したにもかかわらず、A 1らが組合事務所を不法占拠しているため、組合事務所について責任をもって管理できない、したがって、組合事務所貸与に関する会社との取り決めに解除し、組合事務所を会社に返還する、組合事務所貸与については、事態の正常化の後に改めて団交で協議する旨を申し入れた。

会社は、上記申し入れを受け、同月25日、A 1及びA 2らに対して「組合事務所明け渡し要求」と題する書面を交付して、「X組合（執行委員長C 2）より組合事務所明け渡し申し入れ書が提出されたので、明け渡しを要求する、即座に組合事務所を返還するよう通達する」として、組合事務所の明け渡しを求めたが、A 1らはこれに応じなかった。

- (14) A 1組合は、定期大会の開催予告を行い、27年2月11日、「C 1 1」において定期大会を開催した。定期大会には組合員10名が出席し、3名の委任状が提出された。同大会で、C 2組合の組合員について組合を脱退したものとみなすことを決定し、委任状出席を含む13名の大会出席組合員全員をA 1組合の組合員として再登録した。同大会において、執行委員長にA 1、副委員長にA 3、書記長にA 2がそれぞれ選任された。

- (15) A 1組合は、27年2月16日、「団交申し入れ書」により同月20日に団交を行うよう会社に申し入れたが、会社は、同申し入れ書の受領を拒否した。会社は、その際に、A 1に対し、「A 1組合をX組合とは認めてお

らず、C2組合がX組合であると認識している、A1組合が名称を変更すれば団交に応じる」旨を述べた。

- (16) C2は、27年2月16日、X組合執行委員長C2名義の「定期大会開催のお知らせ」と題する書面を、会社が始業時に乗務員に交付する乗務員証入れの中に入れる方法により配布し、これにより、同月22日に定期大会を開催する旨及び大会に「無届欠席、委任状無提出の場合は、規約通り統制金5000円をチェックオフ」することを伝えた。

A1は、上記書面について、同月19日、会社に対し「要求書」と題する書面を交付しようとしたが、会社は受領を拒否した。なお、上記要求書には、①C2は組合とは別の組合員であり、別組織に属するものからチェック・オフを強要される理由はない、②会社は組合が依頼した同年1月分組合費のチェック・オフを拒否し、一方的に労使協定を無視したが、このような行為は容認できない、③C2によるチェック・オフに組合の組合員は同意していないなどと記載されていた。

- (17) C2組合は、27年2月22日、会社の集会所において、定期大会を開催した。同大会には16名の組合員が出席し、10名の組合員の委任状が提出された。大会では、執行委員長にC2が、副委員長にC6が、書記長にはC12がそれぞれ選出されたほか、A3及びA2の除名が決議され（ただし、A2については、1名が除名反対の票を投じた。）、また、A1組合の定期大会に出席した6名の組合員について、何らかの制裁措置をとること、措置の内容は執行部に一任することが決議された。なお、この6名については、C2組合は、同年3月7日、「考えが改まるまで」の間の「組合員権利停止」処分としたことを通知した。大会における質疑応答では、A1組合が組合費を使用しているのは横領に当たる、また、A1組合による組合事務所占有については強硬な姿勢で臨むべきであるとの意見が出され、執行部は警察や弁護士と相談して対処す

る旨回答した。

同大会にはB 3 主任及びB 4 係長が出席しており、B 3 主任は「組合員確認者」、B 4 係長は「大会書記」として、それぞれ大会における任務に就いている。なお、B 3 主任、B 4 係長の両名は、本件救済申立てにおける初審手続で会社の補佐人として申請され、大阪府労委の許可を受け、B 4 係長は第1回調査期日に、B 3 主任は、第1回、第7回、第8回の各調査期日及び第1回から第4回までの全ての審問期日に、それぞれ会社の補佐人として出頭している。

- (18) C 2 組合と会社は、27年2月頃、新たに作成した預金口座にチェック・オフした組合費を入金することなどを内容とするチェック・オフ協定を締結した。会社は、同月25日支給の給与から組合費のチェック・オフを行った。このチェック・オフにより、前記(5)の大会において除名処分とされたA 1を除くA 1組合の組合員についても組合費が徴収され、C 2組合の口座に入金された。また、このA 1組合の組合員に対するチェック・オフは、同年3月分及び4月分の給与についても行われた。なお、A 1組合は、上記組合費については、組合員から個別に徴収することはしていない。

本件初審命令交付後、会社は、上記A 1組合の組合員からチェック・オフした組合費について、各組合員に返却した。

C 2組合の組合員に対しては、本件再審査審問終結時現在までチェック・オフが継続して行われているが、チェック・オフされた組合費はC 2組合の組合費として取り扱われており、A 1組合には納められていない。

## 6 本件救済申立て以降

- (1) A 1組合は、27年4月7日、大阪府労委に対し本件救済申立てを行った。

- (2) A 1 組合の組合員は、27年5月8日及び12日、会社に対して、A 1 組合の組合員からはC 2 組合の組合費のチェック・オフを中止するよう申し入れた。会社は、同月支給の給与以降、A 1 組合の組合員に対するチェック・オフを行わなくなった。
- (3) C 2 組合は、27年5月13日、自らが「X組合」であり、同年2月11日に結成されたA 1 組合が、何らの権限に基づかず「X組合」の預金通帳や届出印を占有していると主張して、A 1 組合を被告として、預金帰属の確認、預金通帳及び届出印の引渡し等を求める訴えを大阪地方裁判所に提起した。
- (4) 28年2月11日、A 1 組合は定期大会を開催し、A 1 が執行委員長に、副委員長にはA 3 が、書記長にはA 2 がそれぞれ選任された。同大会では、本件救済申立て事件及び上記(3)の訴訟について執行部の取組を支持する決議が行われた。
- (5) 大阪地方裁判所は、28年12月13日、上記(3)の訴えを却下する判決を言い渡した。同判決は、その理由として、26年12月24日の臨時大会は、「『X組合』において大会招集権限を有する執行委員会が招集したものではなく、同委員会が招集義務を果たさない場合に他の組合員がやむを得ない事由により緊急の必要性があつて招集したものとも認められない。したがって、本件臨時大会は、『X組合』において開催された臨時大会であるとは認められず、同大会でなされた原告代表者（注：C 2 を指す。）を『X組合』の委員長に選任するとの議決は『X組合』の大会決議としては無効」であり、「このことは、本件臨時大会における決議が有効であることを前提として、平成27年2月22日に開催された原告の定期大会（注：前記5(17)）における決議についても同様である」から、C 2 が「『X組合』の代表権を有するとは認められない」こととなり、「本件訴えは代表権を有しない者により提起されたものとし

て却下を免れない」と判示した。同判決は、原告C2組合が控訴をすることなく確定した。(判決中の注釈は、当委員会にて付したものであり、以後同様である。)

- (6) C2は、28年12月26日、組合員13名と共に、上記判決により、同人らが組合の組合員であることが確認されたとし、組合執行部に対し、組合員として臨時大会の開催を要求するので、速やかに対応するよう求めた。また、C2は、同月27日、書面を掲示する方法により、「C2以下X労組組合員14名」が、「X労組 委員長」A1に対し、臨時大会の開催を要求した旨を告知した。また、同書面において、29年1月15日から同月末日までの間に臨時大会を開催することを請求した。

これに対し、A1は、同年1月11日、C2は2年前に組合を離脱しており、臨時大会の開催を要求する資格はない旨を記載した「声明」と題する文書を掲示し、同月23日、C2らに対して同旨の回答をして、C2らの要求を拒否した。

- (7) C2及びC6は、29年1月31日、「X組合書記長 C2」及び「同財政部長 C6」名をもって、同人らは組合を脱退していないし、除名されてもおらず、前記A1の回答でいう「離脱」は事実と反し、同人らは組合の組合員である、同人らの要求に係る臨時大会を開催するよう要求する旨をA1に対して通告した。この要求に対し、A1らは何らの回答もしなかった。

- (8) 29年2月11日、A1組合は、定期大会を開催し、A1が執行委員長に、A2が副委員長兼財務部長に、A3が書記長兼厚生部長にそれぞれ選任された。また、同大会では規約改正が行われた。

- (9) C2らは、29年2月27日、「X組合 C2を代表とする組合員有志一同」名義で「臨時大会開催告知」を掲示し、これにより、上記(6)の臨時大会開催要求にもかかわらず、A1執行委員長は開催を拒否してい

ること、27年2月11日に開催された組合の定期大会は定足数を満たしていないにもかかわらず、大会成立として、A1に賛同しない者を切り捨てる方針が採択されるなどといった状態を見逃すことはできないので、組合員有志による臨時大会を開催して、正常な組合に戻していくための臨時大会を29年3月5日に会社3階会議室で開催すること、大会では、A1、A2、A3及び同調者3名の除名、新執行部選出等を行うことを告知した。

- (10) 29年3月5日、C2組合は臨時大会を開催した。同大会には、同日現在18名の組合員のうち5名が出席し、7名が委任状を提出した。同大会では、C2が議長に、C6が大会書記にそれぞれ選任された。A1は少数の組合員の利益のみを考えており、執行委員長としてふさわしくない、A1を追放する必要があるなどの意見が出され、A1ら6名の除名が可決され、C2が執行委員長に選任され、副委員長、書記長の選任は執行委員長一任とすることが可決され、C2の推薦により副委員長にC13が、書記長にC14が選出された。
- (11) A1は、29年3月5日、C2に対し、A1組合の組合員からチェック・オフした金員の即時返還、組合の預金に対する出金差止め請求の即時撤回などを要求した。C2は、同月12日、A1の上記要求には一切応じない旨の回答をし、その理由として、27年2月11日の定期大会におけるA1の執行委員長選任は無効であり、A1の執行委員長としての任期は終了していること、A1は仮の執行委員長であったにすぎず、29年3月5日の臨時大会でC2が執行委員長に就任していることを挙げた。
- (12) 大阪府労委は、29年3月14日付けで初審命令を発し、同命令は同月16日に当事者双方に交付された。
- (13) C2組合は、29年3月17日、「除名通知」と題する書面により同

月5日付けでA1ら6名を除名したことを通知し、その理由として、当時の仮委員長であるA1に臨時大会開催を要求したが拒否されたため、（組合の委員長が）仮の委員長である状況を正式な形に整え、新左翼思想を持つ少数の組合員を組合より排除する必要があると考え、29年3月5日に臨時大会を開催したこと、A1らによる不当労働行為救済申立てはA1らの完敗に近い結果であったことなどを挙げた。併せて、C2組合は、A1ら6名が組合事務所及び組合資産、動産等を不法に占拠しており、これ以上不法占拠を続ける場合は、業務妨害等の罪名で警察に被害届を提出することを通知した。

- (14) 会社は、29年3月24日、本件初審命令主文第2項が命じた文書をA1組合に手交し、併せて、同第1項が命じた27年2月分及び同年3月分給与からチェック・オフした金員について、29年4月分給与支給時に、A1組合の組合員の給与振込口座に振り込む旨を通知した。

上記チェック・オフ金員及び27年4月分給与からのチェック・オフ分については、29年6月19日及び10月14日に行われた団交で合意が成立し、会社は、27年2月、同年3月及び4月チェック・オフ分を29年10月分給与支給時に各組合員に振り込む方法により支払った。

なお、本件再審査審問終結時点では、C2組合は当該組合費相当分を会社に返還していない。

- (15) C2は、「X組合」の代表者であるとし、同組合を名乗って、29年4月5日、A1を被告として、大阪地方裁判所に、①C2がX組合の代表者であることの確認、②X組合名義の銀行預金の払戻請求権がC2組合にあることの確認、③X組合名義の銀行預金通帳及び届出印の引渡し等を求める訴えを提起した。

- (16) 30年2月11日、A1組合の定期大会が開催され、執行委員長にA

1, 副委員長にA3が選任された。

- (17) 大阪地方裁判所は、31年1月18日、上記(15)の訴えを却下する判決を言い渡した。同判決は、その理由として、29年3月5日の臨時大会は、「直ちに臨時大会を開催しなければならないだけの緊急の必要性があったと認めることはでき」ず、「原告（注：X組合を指す。）において開催された臨時大会であるとは認められず、同大会でされたC2を原告の委員長に選任するとの議決は無効であるというべきであるから、C2が原告の代表権を有するものとは認められず、本件訴えは代表権を有しない者により提起されたものとして不適法である」として、「本件訴えは不適法である」から「却下する」と判示した。

なお、同判決は理由中「規約上、組合員がその意思に反したその資格を喪失する事由として定められているのは本件規約の定める手続きに従い除名の制裁を受けたとき以外にない」から、「被告（注：A1を指す。）の取扱いは、明文の根拠規定なくして実質において欠席者の組合員資格を剥奪するものとして許されないものというべきであり、C2ら欠席者は、これにより原告の組合員としての資格を喪失するものではない」とも判示した。

#### 第4 当委員会の判断

##### 1 争点1（本件再審査申立ての適法性）について

- (1) 会社は、本件再審査申立てについて、組合の代表者がA1であるのかが明らかでなく、誰が代表者なのか不分明であるので、代表者の資格を有しない者によって申し立てられたものとして却下されなければならないと主張する。

しかし、本件再審査を申し立てた組合はA1組合であり、A1はA1組合としての組合の代表者であって、本件再審査申立ては組合の代表権

を有するA1によってされたもので、適法である。その理由は、次のとおりである。

(2) 前記第3の「当委員会の認定した事実」によれば、組合の代表者の選任等に関して、次の諸点を指摘することができる。

ア A1は、26年11月2日の臨時大会において、組合の執行委員長に選任されたものである（前記第3の3(5)）。

イ その後、C2は、同年12月24日、招集権限がないにもかかわらず、臨時大会を開催して、A1の執行委員長からの解任及び除名や自らの執行委員長への選出等、同月7日の組合決議を否定して新賃金制度の受入れ及びスタート協力金の支給を求めること等を決議した（前記第3の5(5)）。しかし、上記臨時大会は、招集権限のない者により開催されたもので、無効であり、そこでのA1執行委員長解任決議も無効である（大阪地方裁判所判示）（同6(5)）。

ウ C2は、上記イの臨時大会が正当な組合の大会として行われたものであるとの前提に立って、27年2月22日に定期大会を開催して、A3、A2の除名決議及びA1の同調者6名に対し「組合員権利停止」処分をした（前記第3の5(17)）。しかし、上記定期大会は、その前提となる上記臨時大会が無効である以上、無効であり、そこでの決議も無効である（大阪地方裁判所判示）（同6(5)）。

エ A1は、C2らによる上記分派活動やA1らを排除する動きに対して、27年2月11日に開催された定期大会において、C2組合の組合員について組合を脱退したものとみなし、同大会出席者（委任状出席者を含む）全員について組合員としての再登録を行った（前記第3の5(14)）。組合は、それ以降、毎年2月に定期大会を開催してA1を執行委員長に選出している（同6(4)、(8)、(16)）。

オ その後、C2らは、27年5月13日、大阪地方裁判所に預金帰属

確認等請求訴訟を提起したが（前記第3の6(3)）、同裁判所は、28年12月13日、同訴えを却下した。同判決は、その理由として、上記イの臨時大会は「X組合」が開催したものとは認められず、同大会における決議は同労働組合の決議としては無効であり、このことは上記ウの定期大会についても同様であると判示した（同6(5)）。

C2らは、上記判決について控訴することなく確定させ（同6(5)）、同月26日及び27日にC2らが組合の組合員であるとして臨時大会開催要求をする（同6(6)）一方で、29年2月11日に開催された組合の定期大会には参加せず、同年2月27日、「X組合 C2を代表者とする組合員有志一同」名義により、臨時大会開催要求が拒否されたなどとして臨時大会開催告知を行って（同6(9)）、同年3月5日、臨時大会を開催し、A1ら6名の除名決議、C2の委員長選出等を行った（同6(10)）。しかし、上記臨時大会は、緊急の必要性があったと認めることはできず、無効であり、そこでのA1らの除名決議も無効である（大阪地方裁判所判示）（同6(17)）。

カ 仮に、C2ら自身の主張のとおり、C2及びC2組合の組合員がA1を仮の執行委員長とするA1組合の組合員であるというのであれば、組合規約によりA1組合の組合費の納入義務を負うものである。しかるに、C2らは、27年1月の給与支給分以降、組合費を組合に納入していない（前記第3の5(10)、(18)）。しかも、C2らは、C2らが開催した29年3月5日の臨時大会が本件初審救済申立人であった「X組合」（A1組合）の大会であることを前提としているのに（同6(10)）、C2らからチェック・オフされた組合費は、C2組合の組合費として取り扱われている（同5(18)）。

キ 以上の状況において、会社は、26年12月24日の臨時大会終了直後、C2組合からスタート協力金の支払を求められると、その支払

をし（前記第3の5(6)）、翌25日、C2組合との間で団交を行って、C1組合とC2組合の同等取扱い、スタート協力金は両組合の組合員に支給することなどを合意している（同5(9)）。また、会社は、C2組合から、チェック・オフの休止、組合事務所の返還などの申し入れを受けると、即座にこれに応じたり（同5(10)、(13)）、27年2月22日に開催されたC2組合の定期大会に会社集会室を利用させる（同5(17)）など、便宜を図っている。

会社は、当初、A1組合に対しては、定期大会開催のために申し入れた会議室使用許可書を受け取らず、使用を認めないなどの態度をとっていた（同5(12)）時期もあったが、初審の手続において、「X組合」という同一名称のA1組合とC2組合とが二つ併存するという認識の下、A1組合とも対応している。

- (3) 上記の各事実、特に、①C2らは、自らが開催した26年12月24日の臨時大会は無効であるのに、そこで自身が執行委員長に選任されたと主張し、組合規約に反する組合の上記分派活動などを行い、組合からA1らを排除する動きをしたこと、②これに対して、A1らは、27年2月11日に開催された組合の定期大会において、C2組合の組合員が組合を脱退したものとみなしたこと、③C2は、その後も「X組合」という名称の組合の執行委員長を名乗って、組合とは別個に活動していること、④C2らは、同年1月以降組合の組合費を支払っていないこと等を総合すると、客観的にみると、C2らは26年12月以降C2組合としてA1組合とは別個に活動をしているのであって、A1組合とC2組合が「X組合」という同一名称で二つ併存していると認められる。

会社は、当初、C2組合の主張に依拠してA1組合執行部を否認するような対応をした時期があったものの、その後は、A1組合とC2組合とが併存している状況にあって、これを前提として両組合と対応してき

たということができる。

なお、C 2らは、併存後も、組合の組合員であると称して、A 1組合相手に訴訟を提起したり、臨時大会の開催を求めたり、また、自ら臨時大会を開催したりするなどしている。しかし、C 2らが組合は一つであるとする立場から自身らがその組合員であると主張するのは、専らA 1組合の組合員を一つの組合なるものから排除しようとする場面だけであって、一つの組合とする立場であれば当然果たすべき組合費納入義務を履行していないことなどからみても、実際にはC 2組合とA 1組合が別組合であることを認めているに等しいともいえる。そうすると、併存後のC 2らによる上記行動は、本件再審査申立てがA 1組合によるものであること、及びA 1組合の代表者がA 1であるとの判断を左右するものではない。

以上によれば、本件再審査を申し立てた組合であるA 1組合の代表者はA 1であると認められる。

- (4) なお、C 2らは、C 2及びC 6が招集した29年3月5日の臨時大会で、A 1ら三役とその同調者とされる3名の除名とC 2の執行委員長選任等を決議し（前記第3の6(10)）、この決議に基づき、組合を名乗って原告となり、A 1を被告として、大阪地方裁判所に対して、C 2が組合の代表者の地位にあることの確認請求及び預金の銀行預金通帳等の引渡し等を求める訴えを提起した（同6(15)）。同裁判所は、31年1月18日、同訴えを却下したが、理由中で、要旨、「本件規約上、組合員がその意思に反してその資格を喪失する事由として定められているのは除名の制裁を受けたときしかない。被告の取扱いは明文の根拠なくして欠席者の組合員資格を剥奪するものとして許されないものというべきであり、C 2ら欠席者はこれにより組合員としての資格を喪失するものではない。」とも判示している（同6(17)）。しかし、この判断部分は、C 2

が組合代表者であるとして組合を名乗ってA1を相手として提起した別件訴訟における理由中の判断の一部分にすぎず、26年12月以降同一名称のA1組合とC2組合が併存し、本件再審査を申し立てた組合がA1組合であり、A1組合の代表者がA1であるとの判断を左右するものではない。

(5) 以上のとおり、組合の代表者はA1であると認められる。したがって、本件再審査申立ては代表権を有する者によりされたもので、適法である。

## 2 争点2 (C1組合の結成に会社が関与したか否か等) について

(1) 組合は、C1組合は会社の関与によって結成されたと主張する。

そこで、C1組合の結成、組合からの大量脱退に至る経緯等についてみるに、①会社は、C3によるB2の買収及び子会社化後、26年10月21日及び22日に新賃金制度説明会を開催し(前記第3の3(3))、同月28日には就業規則等確認書、雇用契約書を従業員に配布したこと(同3(4))、②組合は同年11月2日に臨時大会を開催し、C7前委員長ら執行部が新賃金制度の受入れを提案したが、組合員の反対により、執行部三役が辞任し、A1が執行委員長に就任したこと(同3(5))、③A1ら執行部は、同月18日、25日に会社と団交を行い、新賃金制度への反対を表明して再考を求め(同3(6)、(7))、同年12月7日には臨時大会を開催して新賃金制度に対する反対決議を行ったこと(同3(8))、④同月10日に行われた団交では、新賃金制度に反対を続ける組合と、予定どおり実施するとする会社とが対立したままであったこと(同3(9))、⑤このような情勢の下で、同月13日、C1は、会社に対しC1組合を結成した旨を告げて団交を申し入れ(同4(1))、翌14日にはC1組合と会社との間で団交を行って、C1組合の組合員に対するスタート協力金の支払、新賃金制度実施及び就業規則改定を合意したこと(同

4(2) , ⑥会社は同合意に基づき、同月16日から新賃金制度を実施したこと(同4(5)) , ⑦C1ら70名は同月15日及び17日組合に脱退届を提出したこと(同4(3))は前記認定のとおりである。

このように、C1組合が結成の通告をすると会社が直ちに団交に応じて合意に達していること、当時組合は新賃金制度に強硬に反対している状況にあったこと、C1らはC1組合の結成通告、会社との団交の後になって組合に脱退届を提出したことなどからみて、C1組合の結成は会社にとって都合の良いものであったことがうかがわれる。しかし、この点のみをもって会社がC1組合の結成に関与したものと推認することはできない。他に会社がC1ないしC1組合の組合員に対し組合からの脱退やC1組合の結成を働き掛けたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

むしろ、上記認定の事実を総合すると、C1らは、新賃金制度に強硬に反対するA1ら執行部の姿勢に同調せず、会社が新賃金制度実施に伴う労働条件の変更を緩和する措置として、C7前委員長ら前執行部が会社に求めてほぼ合意していたスタート協力金を受領するなどのため、C1組合を結成し、組合を脱退したものと推認することができる。

(2) 以上のとおりであるから、C1組合が会社の関与により結成されたと認めることができず、組合に対する支配介入に該当しないからC1組合の結成に関して会社の不当労働行為は成立しない。

### 3 争点3 (新賃金制度導入・実施に係る支配介入の成否) について

(1) 組合は、会社が組合と団交を継続中であるにもかかわらず、会社が新賃金制度を導入したことは、組合との団交を無為なものとし、組合を無視するものであって、支配介入に当たると主張する。

しかし、新賃金制度導入に至る団交等の経緯についてみるに、①新賃金制度は、特に運賃収入の少ない乗務員にとっては減収となるものであ

ったが、会社にとっては26年8月のC3によるB2の買収及び子会社化に伴う経営施策であったこと（前記第3の3(3)）、②会社は、同年10月21日及び22日に従業員に対して新賃金制度の説明会を行ったこと（同3(3)）、③同年11月2日に開催された臨時大会では執行部から新賃金制度の受入れ提案がされたが、新賃金制度への反対が多数を占めたことから、C7前委員長ら執行部三役が辞任し、執行委員長にA1が、副委員長にはA2が、書記長にはC2がそれぞれ選出されたこと（同3(5)）、④組合は、同年12月7日の臨時大会で新賃金制度に反対であることを改めて決議し、同年11月18日、25日及び同年12月10日に行われた団交において新賃金制度への反対を表明して、予定どおり同月16日から実施するとする会社と対立したままであったこと（同3(6)～(9)）、⑤こうした状況において、同月13日にC1が会社に対しC1組合の結成を通告して団交の開催を求めたこと（同4(1)）、⑥これを受けて、会社は、過半数を占めるに至ったC1組合の求めに応じて翌14日に団交を行い、C1組合において新賃金制度の導入に同意し、導入に伴う就業規則改訂を了承したことから、同月16日から新賃金制度を実施したこと（同4(2)、(5)）、⑦同月15日及び17日にはC1組合に所属することとなった組合の組合員70名の脱退届を組合に提出したこと（同4(3)）は前記認定のとおりである。

以上のとおり、会社は、新賃金制度の提案後、組合との間で団交を継続していた形跡があり、組合が新賃金制度への反対を表明した後も組合と団交を行っていたが、組合内部で新賃金制度を受け入れようとするC1ら70名が新たにC1組合を結成して組合が分裂し、C1組合から団交を求められたことからこれに応じ、過半数組合となったC1組合との間で新賃金制度の導入について合意が成立し、同合意に基づいて新賃金制度を実施したものである。このような新賃金制度実施に至る経緯等か

らみて、新賃金制度実施に不自然な点があるとはいえ、また、組合の弱体化を意図してされたものとも認められないことから、会社が上記経緯等により新賃金制度を実施したことが組合に対する支配介入に当たるとはいうことはできない。

(2) 組合は、この点に関して、C1組合は会社支援の下で結成されたものでおよそ労働組合と認められるようなものでないと主張する。しかし、C1組合が会社の関与により結成されたと認めることができないことは前記2のとおりである。

(3) 組合は、C1組合の組合員が組合を脱退したのは、26年12月15日以降であるから、同月14日に行われた会社とC1組合の団交及びその際にされた新賃金制度に関する合意は存在していないと主張する。しかし、同月14日に会社とC1組合との間で団交が行われ、その際に新賃金制度に関する合意が成立したことは前示のとおりである。このことは、C1組合の組合員の組合への脱退届の提出が後になったことにより左右されるものではない。

(4) 以上のとおりであるから、会社が組合との団交継続中である26年12月に新賃金制度を導入・実施したことは、組合に対する支配介入に該当せず、会社の不当労働行為は成立しない。

#### 4 争点4 (C2組合の結成に会社が関与したか等) について

(1) 組合は、C2組合は会社が関与して結成させたものであると主張する。

なるほど、組合が新賃金制度への反対を表明していた最中に組合の一部組合員によってC2組合が結成されたこと、会社は、26年12月24日の臨時大会直後に、C2組合に対しスタート協力金を支払い、翌日にはC2組合との間で団交を行って、C2組合の組合員であれば同協力金を支払うことを合意したこと、さらに、会社は、A1組合に対する対応とは異なり、C2組合からのチェック・オフの休止や組合事務所の返

還などの申入れに対しては即座に対応するなど、便宜を図っている（前記第3の5(5), (6), (9), (10), (13), (17)）ことは前記認定のとおりである。

しかし、以上の事情のみをもって、会社がC2及びその同調者に働き掛けをしたものと推認することはできない。また、B4係長らがC2の署名集めに協力した事実は認められるものの、係長や主任といった役職が使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にあるとはいえ、B4係長らの前記行動が会社の指示によるものであったことを認めるに足りる証拠はなく、他に会社がC2及びその同調者に対して何らかの働き掛けをしたことを認めるに足りる的確な証拠もない。

むしろ、C2組合の結成に至る経緯及び結成後の推移からは、C2及びその同調者は、C1組合の結成後も会社方針に反対の姿勢をとる組合執行部の方針に不満を持ち、このままではC1組合の組合員が受領したスタート協力金を受け取れないとの不安を持つに至ったこと、そのため、組合は内紛状態となり、C2らが組合の臨時大会を開催してA1ら執行部を否定する行動に出て、C2ら自身が組合であるとして会社に申し出たこと、これを受けて会社がC2組合をC1組合と同様の取扱いをすることとして、26年12月25日にC2組合と団交を行い、C2組合の組合員であればスタート協力金を支払うことを合意するなどの行為をしたものであることを推認することができ、会社がC2及びその同調者に対し働き掛けたとは認め難い。

- (2) したがって、C2組合が会社の関与により結成されたとは認めることができず、組合に対する支配介入に該当しないからC2組合の結成に関して会社の不当労働行為は成立しない。

## 5 結論

以上によれば、本件救済申立てのうち初審命令で棄却された部分は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄

却すべきであるところ、これと同旨の初審命令は相当である。

よって、本件再審査申立てには理由がないからこれを棄却することとし、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年10月2日

中央労働委員会

第三部会長 畠山稔 ⑩